

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載している事業・イベント等は、中止または日程が変更となる場合がありますので、開催予定について各問合せ先へ事前にご確認ください。よろしくお願いいたします。

2020  
10

# 町からのお知らせ

(野木町役場) 0280(57)4111代表 <野木町公式ホームページ> <http://www.town.nogi.lg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分  
(「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「エニスホール」を除く)

今月の納期 【町県民税】 第3期 【固定資産税】 第3期 【国民健康保険税】 第4期  
【介護保険料】 第4期 【後期高齢者医療保険料】 第4期

## Jアラートの全国一斉情報伝達訓練

📅10月7日(水)11時頃

国… 情報を発信

町… ①訓練情報を受信

②防災無線及び登録制メール「野木町防災たより」の自動起動

③正常に自動起動したか確認

### 【防災無線放送内容例】

①チャイム音

②「これは、Jアラートのテストです」×3

③「こちらは、野木町役場です」

④チャイム音

※Jアラートは、弾道ミサイル情報・緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて国から送信し、防災行政無線や登録制メール「野木町防災たより」を自動起動することにより、国から直接町民の皆様に対し緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

※訓練は、災害等が発生した場合又は発生が懸念される場合、中止することがあります。

問総務課 ☎(57)4112

## 証明書自動交付機取扱い終了のお知らせ

役場正面玄関に設置されている証明書自動交付機は、機器本体の製造中止や補修部品の入手が困難となりリース契約の更新ができないため、契約期間の満了となる令和3年6月30日をもって取扱いを終了いたします。

みなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。

問住民課 ☎(57)4126

## ～新型コロナウイルス感染症関連～ 固定資産税の軽減について

### 【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入の前年同期比減少率が30%以上である中小事業者等(※)

※常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人  
※資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本金又は出資金を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人

### 【軽減対象・軽減率】

事業用家屋及び設備等償却資産に対する令和3年度固定資産税

令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入の前年同期比減少率	軽減率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

### 【申請期間】※当日消印有効

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

### 【申請方法】

1. 申請書を町ホームページ又は町税務課で取得してください。
2. 認定経営革新等支援機関等(以下認定支援機関)の確認を受けてください。認定支援機関によって確認に時間がかかる場合がございます。お早めの準備をお願いします。
3. 下記書類を町税務課まで提出してください。  
○申請書(認定支援機関の確認印が押されたもの)  
○収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)  
○特例対象家屋の事業用割合を示す書類(該当がある場合、青色申告決算書の写しなど)

### 【認定支援機関について】

認定を受けた税理士・会計士及び県中小企業団体中央会・商工会などが認定支援機関となっております。詳細については、町又は中小企業庁ホームページでご確認ください。

問税務課 ☎(57)4123